

保守契約書 (案)

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 榎本 俊一 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは別表1～6記載の契約事項一
覧表 (以下「別表」という。) (イ) に掲げる電子複写機 (以下「複写機」という。) の
保守点検及び調整等の措置を行うことに関し、次の条項により請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に乙の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整等を行い、複写を取るのに必要なドラム等の感光体及び必要な消耗品等 (乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ。) 以下「消耗品」という。) を円滑に供給することを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年●月1日から令和8年3月31日までとする。

(対象となる機器及び設置場所)

第3条 本契約の対象となる機器及び設置場所は、別表1～6 (イ) 及び (ロ) のとおりとする。

2 甲は、複写機の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するものとする。

(契約保証金)

第4条 この契約に関する契約保証金は免除とする。

(契約料金)

第5条 本契約の対象となる機器の保守点検料は、別表1～6 (ハ) のとおりとする。

ただし、複写機使用に際して、乙の責めに帰すべき原因での不良複写枚数及び、乙が複写機の点検と調整のために使用した複写枚数は、当該複写機の1ヵ月の複写枚数から削除するものとする。

(契約料金の請求)

第6条 乙は、毎月分の積算カウンターの数値について、毎月末に甲の指定する検査職員の検査を受けて甲の使用した複写枚数を算出し、当該月の総複写枚数に不良コピー、テストコピー分として2パーセントを控除した枚数分に第5条に定める単価を乗じて月ごとの金額を算出し、当該算出した金額に消費税に相当する額 (1円未満は切り捨て) を加えた額を、官署支出官 岡山労働局長 あて請求するものとする。

(契約料金の支払及び遅延利息)

第7条 甲は、前項による適正な支払請求書を受理した日から30日 (以下「支払約定期間」という。) 以内に代金を支払わなければならない。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、乙に対し支払期限の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に

定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき及びその額に100円未満の端数があるときは、その金額は支払わない。

（保守の実施）

第8条 乙は、複写機を常に良好なる運転状態に保つように、定期的に社員を設置場所に派遣して点検と調整を行うものとする。

2 複写機が故障した場合、設置場所において複写機を管理する職員の請求により、乙は直ちに社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙の作業の実施は、乙所定の営業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は甲に対し乙所定の料金を請求することができるものとする。

（消耗品の供給）

第9条 ドラム、現像剤は、乙の社員の点検又は設置場所において複写機を管理する職員の通知に基づき、コピー質維持のため乙が必要と認めたときは、乙はこれを取り替えるものとする。

2 その他の消耗品については、乙の指定する者の巡回又は設置場所において複写機を管理する職員の申し出によって、予備手持ち量の不足を知ったときは、乙は当該消耗品を供給するものとする。

（消耗品の所有権）

第10条 消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。なお、消耗品については、乙所定の保管要領に従うものとする。

2 甲は、消耗品を他に流用してはならない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（再委託）

第12条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第13条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第12条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第14条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することが出来る。ただし、この契約を解約するときは、1ヵ月前に書面により乙に通知するものとする。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 甲が納入期限の延期を認めた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第11条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、

甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったと

き。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第19条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 甲は、第15条第2項、同条第3項、第20条、第21条及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第15条第2項、同条第3項、第20条、第21条及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政

処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第28条 第27条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(消耗品の返還)

第29条 第2条、第15条、第17条、第20条、第21条、第23条第2項、第27条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は、消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

(疑義等の解決)

第30条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については甲の所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条第2項、第11条、第15条第2項、第16条、第18条、第19条、第22条、第24条、第28条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 : 岡山市北区下石井1-4-1
支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 榎本 俊一

乙 :

(別表－1)

項 目	摘 要
(イ)対 象 機 種 (機 番)	(機番：)
(ロ)設 置 場 所	所 在 地 : 笠岡市笠岡5891 事業所名 : 笠岡労働基準監督署 部 課 名 :
(ハ)保 守 料 金	
(ニ)契 約 期 間	自 : 令和7年 ●月 1日 至 : 令和8年 3月31日

(別表－2)

項 目	摘 要
(イ)対 象 機 種 (機 番)	(機番：)
(ロ)設 置 場 所	所 在 地 : 新見市新見811-1 事業所名 : 新見労働基準監督署 部 課 名 :
(ハ)保 守 料 金	
(ニ)契 約 期 間	自 : 令和7年 ●月 1日 至 : 令和8年 3月31日

(別表－3)

項 目	摘 要
(イ)対 象 機 種 (機 番)	(機番：)
(ロ)設 置 場 所	所 在 地 : 倉敷市大島407-1 事業所名 : 倉敷労働基準監督署 部 課 名 :
(ハ)保 守 料 金	
(ニ)契 約 期 間	自 : 令和7年 ●月 1日 至 : 令和8年 3月31日

(別表－4)

項 目	摘 要
(イ)対 象 機 種 (機 番)	(機番：)
(ロ)設 置 場 所	所 在 地 : 岡山市東区西大寺中1-13-35 事業所名 : 西大寺公共職業安定所 部 課 名 :
(ハ)保 守 料 金	
(ニ)契 約 期 間	自 : 令和7年 ●月 1日 至 : 令和8年 3月31日

(別表－5)

項 目	摘 要
(イ)対 象 機 種 (機 番)	(機番：)
(ロ)設 置 場 所	所 在 地 : 倉敷市児島小川町3672-16 事業所名 : 倉敷中央公共職業安定所 部 課 名 : 児島出張所 2階
(ハ)保 守 料 金	
(ニ)契 約 期 間	自 : 令和7年 ●月 1日 至 : 令和8年 3月31日

(別表－6)

項 目	摘 要
(イ)対 象 機 種 (機 番)	(機番：)
(ロ)設 置 場 所	所 在 地 : 岡山市北区桑田町1－36 岡山地方合同庁舎 事業所名 : 岡山労働局 部 課 名 : 労働基準部労災補償課分室
(ハ)保 守 料 金	
(ニ)契 約 期 間	自 : 令和7年 ●月 1日 至 : 令和8年 3月31日

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

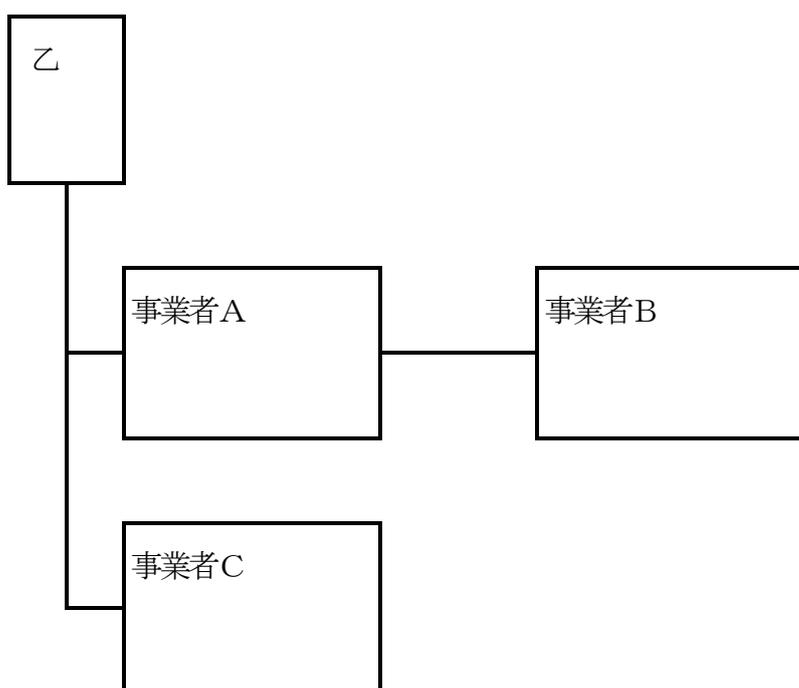
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図